

令和6年度・第21回農業委員会総会議事録

開催日 令和6年12月25日（水） 13:00～16:00

開催場所 S S プラザ川内 301～303 会議室

出席委員（18名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西—裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（1名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（15名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	（欠員）
27	鶴屋 賢了	28	廣庭—吉辰	29	中川—大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉—康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田—孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎—麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（5名）

事務局出席者 平局長・西代理・吉原主任・中城G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____ ⑩

議事録署名者 _____ 2 番 _____ ⑩

_____ 4 番 _____ ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ ⑩

令和6年度 第21回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

報告第64号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第65号 非農地証明発行の専決処分について

報告第66号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議 事

議案第224号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）

議案第225号 農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について

議案第226号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第227号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第228号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について（知事処分）

議案第229号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第230号 非農地証明願承認について

議案第231号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第232号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第233号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について

議案第234号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

7 その他

(1) 1月の現地調査及び総会の日程等について

(2) その他

【開始 13 : 00】

会 長 皆様、こんにちは。

暮れの忙しいときに、総会に御出席くださいますと本当にありがとうございます。

この頃になって、またインフルエンザが相当流行りまして、事務局もちょっと出ているし、また、近隣の学校では学級閉鎖があったりしておりますので、まだまだこれから忙しくなりますので、体調管理には気を付けてインフルエンザにかからないようによろしくお願いいたします。

私としましては、12月5日に常設審議委員会がマリnpレスかごしまで開催されまして、17の市町村が出席いたしました。4条が4件、5条が47件という案件がございます、5条は、知覧町の営農型太陽光の案件が何件か挙がっております、あそこはお茶所ですのであんまりたいしたことはないかなと思います。

そして、13日に第20回の運営委員会、18日に土地改良区の年末の親睦会が味の三筋でございます私が出席しております。

また、本日総会ということで、皆様と総会で会えるのが今年では最後かなと思っておりますのでございます。

そして、27日に事務局の仕事納め式がございますので、それに出席したいと思っております。

まだまだ今からまた寒くなりますので体には十分気をつけて、コロナやインフルエンザに罹らないように体調を万全にして、すがすがしい正月をお迎えください。今日は本当に御苦労さまです。

議 長 ただ今から、第21回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。

局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員18名、欠席委員は1名で、15番：西裕一郎委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は15名です。

欠席委員は5名で、28番：廣庭吉辰委員、29番：中川大樹委員、33番：永吉康之委員、37番：豊田孝之委員、40番：早崎麻美子委員であり、欠席届が提出されております。以上で報

告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをご覧ください。

12月4日に令和6年度農業者年金合同地区別会議が阿久根市ABCパレスで開催され、加入推進部長が出席されております。

5日に常設審議委員会がマリnpパレスかごしまで開催され、会長が出席されております。

9日と10日が定例の現地調査です。

13日に第20回運営委員会が本庁舎502会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。

18日に土地改良区年末懇親会が味の三筋で開催され、会長、谷山委員、乙須委員、有馬委員、事務局長が出席されております。

24日に土地開発公社理事会が本庁舎101会議室で開催され、下茂会長代理が出席されております。

そして、本日第21回農業委員会総会、SSプラザ川内で開催となっております。

最後に、27日に農業委員会仕事納め式が農業委員会執務室で行われます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、新屋委員から令和6年度農業者年金合同地区別会議について、ご報告をお願いいたします。

新屋委員 新屋が報告いたします。

12月4日、阿久根市ABCパレスで、令和6年度農業者年金合同地区別会議が開催され、薩摩川内市農業委員会から5名、事務局から1名、計6名が参加いたしました。

農業者年金の制度と加入方法の推進について。

iDeCo・NISAの比較や、農業者年金のメリット、推進方法、戸別訪問のポイントなど具体的な指導がありました。

日置市の農業委員会会長の推進事例発表もありまして、5年連続目標達成をしているとのことでした。

すぐに加担につながらなくとも、農業者年金のメリットを理解してもらえよう、あらゆる場所で話し続けることが大事だと話されました。

加担推進活動に向けた意見交換と、委託業務に関する説明の分科会が設けられ、それぞれの地区の推進加担に向けた具体的な話が出されました。新しい試みの交換会でしたが、内容が分からないままに入って良かったと数人の発言があり、日置市農業委員会の事例発表の中で、あらゆる場所で農業者年金の話をし続けることが大事だと話はなされたことに繋がり、有意義な交換会でした。

以上、報告を終わります。

議長 次に、下茂会長代理から土地開発公社理事会について、ご報告をお願いいたします。

下茂委員 9番の下茂が報告をいたします。

12月24日、土地開発公社理事会の内容を報告いたします。

皆様御存じのとおり、永田副市長が退職されましたので、新しく土地開発公社の役員として理事を選任することは必要になりました。

選任されましたのは、古川英利副市長ということで、土地開発公社の理事に選任されて承諾を得ておりました。

報告をして終わります。

議長 主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございますか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

西 代理 報告第 6 4 号を説明いたします。資料は 2 ページから 8 ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号 8 4 番から 1 0 6 番までの 2 4 件で、登記地目 田 2 5 筆 26,457 m²、畑 1 9 筆 30,039 m²、合計 4 4 筆 56,496 m²の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は、受理番号 8 5 番、1 0 0 番、1 0 1 番、1 0 3 番、1 0 4 番です。

薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 6 4 号に係る説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

西 代理 報告第 6 5 号を説明いたします。資料は 9 ページから 1 2 ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号 8 5 番から 9 5 番までの 1 1 件で、登記地目 田 2 5 筆 12,848 m²、畑 8 筆 4,188 m²、合計 3 3 筆 17,036 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認めら

れることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第65号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第65号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第65号を終わります。
次は報告第66号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 　報告第66号を説明いたします。資料は13ページをご覧ください。

　　今日は、受理番号6番の1件で、登記地目は田2筆 1,719 m²の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

　　許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。

　　転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

　　なお、現地確認については、6番を木下委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

　　以上で、報告第66号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第66号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

西代理 　すみません、私の説明で調査員を間違っておりました。
乙須委員が調査をされていました。訂正をお願いいたします。

議長 　他に御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第 66 号を終わります。

それでは会次第 6 の議事に入ります。

議案第 224 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」と議案第 228 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について」を関連がありますので、一括議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

西代理 議案第 224 号及び議案第 228 号を説明いたします。資料は、議案第 224 号は、14 ページ、議案第 228 号は、20 ページをご覧ください。

内容といたしましては、自身の所有する土地 2 筆と譲渡受ける土地 2 筆について、倉庫を整備する転用申請です。

議案第 224 号と議案第 228 号 160 番は、一体として利用し、総面積は、500 m² となり、また、施工済のため、始末書が添付されています。

議案第 228 号の交換による所有権移転となりますが、譲渡人となる者の記載がないことと、譲受人が譲渡人となる議案がない理由につきましては、譲受人の欄に記載のとおり、所有権移転登記手続請求事件の確定判決による原告の単独申請であり、裁判所の判決に伴うことにより、単独での申請が可能となっています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 224 号及び議案第 228 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 9 番、下茂が、関連がありますので、議案第 224 号 4 番と議案第 228 号 159 番及び 160 番を報告します。

12 月 9 日、竹田推進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 2 ページ、調査表 1 ページ、10 ページ、11 ページをご覧ください。

事務局からの説明のとおり、議案第 228 号 159 番及び 160 番は、所有権移転登記手続請求事件の確定判決による原告の単独申請となります。

議案第 224 号 4 番の申請地の現況は、倉庫が建築され、施工済

関連がありますので一括議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 議案第 2 2 5 号及び議案第 2 2 6 号受理番号 1 5 4 番を説明いたします。資料は、議案第 2 2 5 号は、1 5 ページ、議案第 2 2 6 号 1 5 4 番は、1 7 ページをご覧ください。

議案第 2 2 5 号の事業計画変更申請及び議案第 2 2 6 号 1 5 4 番の申請がありました。

内容といたしましては、令和 6 年 1 月 1 8 日付指令農振第 1 0 0 5 - 4 9 2 号で「駐車場 2 3 4 台」で農地法第 5 条転用売許可を受けていましたが、新たに 2 5 2 1 番 1 畑 外 4 筆 実測面積 2 , 7 0 1 . 5 0 m²を拡張し、「駐車場 3 6 2 台」とする事業計画変更となったものです。

総事業面積は、2 5 1 2 番 畑外 2 0 筆 実測面積 1 1 , 3 4 6 . 1 6 m²となります。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 2 2 5 号及び議案第 2 2 6 号 1 5 4 番に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 1 0 番、木下が、関連がありますので、議案第 2 2 5 号 4 番と議案第 2 2 6 号 1 5 4 番を報告します。

去る、1 2 月 9 日、永吉推進委員と事務局 梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 3 ページ、調査表 2 ページをご覧ください。

事務局からの説明のとおり、駐車場を 3 6 2 台に増やすため、事業計画変更及び転用申請をするものです。

議案第 2 2 5 号の申請地の現況は、造成されておりました。

また、議案第 2 2 6 号の申請地の現況は、先に一時転用されている部分は駐車場、それ以外は、畑で保全管理されていました。

転用目的は、駐車場 3 6 2 台の整備です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、事業計画の承認できるものと判断しました。

また、農地法 5 条申請も農地法関係法令には抵触せず許可相当と

判断しました。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終了しました。
 質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 すみません。

議 長 はいどうぞ。

上小川委員 2 2 5 番は、2 5 1 5 番と 2 5 2 5 番はどちらが正しいので
 すか。
 地図は、2 5 2 5 番となっておりますが、調査表は 2 5 1 5
 番となっております。

西 代理 すみませんが、位置図を 2 5 1 5 番に訂正をお願いいたします。

議 長 他に御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。
 まず、議案第 2 2 5 号については、原案のとおり承認すること
 に賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 2 2 5 号は、原案のとおり承認さ
 れましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達するこ
 とに決定いたします。
 次に、議案第 2 2 6 号受理番号 1 5 4 番を採決します。
 議案第 2 2 6 号受理番号 1 5 4 番については、原案のとおり承認
 することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 2 2 6 号受理番号 1 5 4 番は、原
 案のとおり承認されました。

次に、議案第 2 2 6 号受理番号 1 5 1 番から 1 5 3 番、1 5 5 番から 1 5 7 番について、議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 議案第 2 2 6 号を説明いたします。資料は 1 6 ページから 1 8 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 1 5 1 番から 1 5 7 番までの 7 件で、登記地目 田 4 筆 3, 1 6 1 m²、畑 1 0 筆 3, 1 7 6 m²、合計 1 4 筆 6, 3 3 7 m²の申請がありました。内容を説明いたします。

1 5 1 番は、通路整備の申請で、8 0 3 6 番 3、山林 1 1 9 m²と一体利用で総面積 3 5 9 m²となります。

1 5 2 番は、資材置場と駐車場、1 5 3 番は、建売住宅と通路、1 5 5 番は、宅地分譲 4 区画、仮換地実測 9 3 4. 5 5 m²、1 5 6 番は、一般住宅、7 8 5 番 3 宅地 仮換地実測 2 8 5. 5 5 m²と一体利用で、仮換地実測総面積 2 9 7. 5 4 m²、1 5 7 番は、一般住宅と駐車場で申請されています。

以上 7 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 2 2 6 号の説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 1 4 番山路が、1 5 1 番を報告します。

1 2 月 1 0 日、馬渡推進委員と事務局 長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 4 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は、耕作用道路として、整備されていました。

転用目的は、通路での申請で、現在、既存の通路は、幅員が狭く、拡張することが困難なため、一般車両等が通行できるように整備するものです。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

153番、155番から157番につきまして採決いたします。

議案第226号受理番号151番から153番、155番から157番については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。議案第226号151番から153番、155番から157番については、原案のとおり承認されました。

議案第226号については、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第227号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

西 代理

議案第227号を説明いたします。資料は19ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、登記地目 田1筆353㎡の申請がありました。自身が代表を務める法人へ、貸し付けるための貸資材置場及び貸駐車場の目的で申請されるものです。

一部施工済のため、始末書が添付されています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第227号に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員

9番、下茂が158番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図10ページ、調査表9ページをご覧ください。

申請地の現況は、既に碎石が敷かれており、一部施工済により始末書が添付されています。

貸資材置場・貸駐車場の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上で議案第２２９号に係る説明を終わります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員　　９番、下茂が１６１番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図１１ページ、調査表１２ページをご覧ください。
申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。
倉庫・駐車場の目的での申請です。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。
以上です。

議長　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員　　（なしの声あり）

議長　　ないようですので、採決いたします。
議案第２２９号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　（挙手）

議長　　賛成全員であります。議案第２２９号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。
次は、議案第２３０号「非農地証明願承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理　　議案第２３０号を説明いたします。資料は２２ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
今月の申請は、３５番から３７番の３件で、登記地目 田１筆

4 4 6 m²、畑 2 筆 4 2 6 m²、合計 3 筆 8 7 2 m²の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、備考欄の記載の年から耕作しておらず、原野、宅地、山林化しています。

従って、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第 2 3 0 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 1 1 番、乙須が 3 5 番と 3 6 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
3 5 番は、位置図 1 2 ページ、調査表 1 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成 2 0 年以前から耕作されておらず、原野化しておりました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

次に、3 6 番は、位置図 1 3 ページ、調査表 1 4 ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成 2 6 年に相続する以前から耕作されておらず、宅地として利用されておりました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

木下委員 1 0 番、木下が 3 7 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 1 4 ページ、調査表 1 5 ページをご覧ください。

申請地の現況は、令和 5 年に相続する以前から耕作されておらず、竹林が繁茂し、山林化していました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に
現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 1 1 番、乙須が 8 3 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 1 5 ページ、調査表 1 6 ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で果樹を植えてありました。
新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件
及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

木下委員 1 0 番、木下が 8 4 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 1 6 ページ、調査表 1 7 ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。
新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件
及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

乙須委員 1 1 番、乙須が 8 5 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 1 7 ページ、調査表 1 8 ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及
び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

木下委員 1 0 番、木下が 8 6 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 1 8 ページ、調査表 1 9 ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及
び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

中島委員 8 番、中島が 8 7 番を報告します。
1 2 月 1 0 日、高木推進委員と事務局 梶原・中城職員と現地
調査を実施しましたので、報告します。
位置図 1 9 ページ、調査表 2 1 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

新屋委員 4番、新屋が88番と89番を報告いたします。

12月10日、山下推進委員と事務局 長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず88番 位置図20ページ、調査表21ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんが、管理はしております。果樹栽培の予定です。

次に89番をご報告いたします。位置図21ページ、調査表22ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されています。

引続き、水稻栽培予定です。

いずれも申請の被害防除計画には妥当性があります。

現地調査の内容は報告書に記載している通りです。

以上のようなことから88番、89番の申請には妥当性があり問題はないと考えます。

以上です。

谷山委員 2番、谷山が90番を報告します。

去る12月10日、西委員と事務局 梶原・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図22ページ、調査表23ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

有馬委員 19ページに入来発電所があるのですが、これは発電所があるのですか。

認識不足ですけど。

位置図の19ページです。左うえにあるのですが、私は知らない
ので、教えて欲しいと思って。

西 代理 後ほどご回答いたします。

有馬委員 すみません。私の勘違いでした。大丈夫です。

議 長 他に御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第 2 3 1 号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 2 3 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
次は、議案第 2 3 2 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 議案第 2 3 2 号を説明いたします。資料は 2 6 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号 9 1 番から 9 4 番の 4 件で、登記地目 田 6 筆 2, 9 5 3 m²、畑 1 筆 1, 1 6 5 m²、合計 8 筆 4, 1 1 8 m²の申請がありました。
申請理由といたしましては、知人間の贈与によるものです。
申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。
従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。
以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。
以上で、議案第 2 3 2 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

- 乙須委員 1 1 番、乙須が 9 1 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 2 3 ページ、調査表 2 4 ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理・耕作されていました。
権利取得後は、芋等を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。
- 木下委員 1 0 番、木下が 9 2 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
9 2 番ですが、位置図 2 4 ページ、調査表 2 5 ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で保全管理・耕作されていました。
5 4 4 番 1 は、後日、畑とするための形質変更届を提出予定です。
権利取得後は、水稻・野菜等を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。
- 下茂委員 9 番、下茂が 9 3 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 2 5 ページ、調査表 2 6 ページをご覧ください。
申請地の現況は、田・畑で耕作・保全管理されていました。
権利取得後は、水稻・野菜等を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。
- 谷山委員 2 番、谷山が 9 4 番を報告します。
調査日・調査委員は先に述べたとおりです。
位置図 2 6 ページ、調査表 2 7 ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

西 代理 議案第 2 3 3 号を説明いたします。資料は 2 7 ページから 2 8 ページをご覧ください。

今月の申請は、田 7 , 3 1 8 m²の申請がありました。

利用権設定 3 件中、認定農業者等に係わる分は 2 件です。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。

議案第２３３号につきまして、原案のとおり意見決定いたします。

議案第２３３号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第２３４号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第３１条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号３９６番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 議案第２３４号を説明いたします。資料は２９ページから３８ページをご覧ください。

今月の申請は、田２４，５１９㎡、畑９１，６１１㎡、合計１１６，１３０㎡の申請がありました。

中間管理権設定６５件中、認定農業者等に係る分は５７件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号３８１番から３９５番、３９７番から４４５番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第２３４号受理番号３８１番から３９５番、３９７番から４４５番につきまして、原案のとおり意見

決定されました。

次に、議案第２３４号、受理番号３９６番に係る議事参与案件について審議に入ります。

木場委員は農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 (退席・退室)

議長 議案第２３４号、受理番号３９６番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

西 代理

農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第２３４号受理番号３９６番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の木場委員のご子息ですので、内容説明いたします。資料は３２ページ上段をご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第２３４号受理番号３９６番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第２３４号受理番号３９６番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
木場委員の入室をお願いします。

木場委員 (入室・着席)

議長 それでは、議案第 2 3 4 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

 以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

 次は、会次第 7 のその他に入ります。

 1 月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西 代理 1 月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

 まず、現地調査ですが、1 0 日（金）が本土川内地域、9 日（木）が本土 4 支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

 なお、樋脇地域については、営農型太陽光発電設備の申請件数が非常に多い為、14 日（火）に 2 班体制で実施いたします。

 14 日は昼食を挟んで 1 日がかりの調査となります。

 また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

 川内地域については、申請が多い場合は 3 班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

 川内地域は、午前 8 時 3 0 分までに農業委員会事務局横の 5 0 2 会議室にご集合ください。

 次に、樋脇地域以外の支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

 それから、下段に記載の 1 月総会は 1 月 3 1 日（金）午後 1 時から、S S プラザ川内の 3 階第 3 0 1 から第 3 0 3 会議室を予定しています。

 また、裏面は 1 月から 3 月の行事予定を記載してあります。

 追加をお願いします。

 1 月 2 0 日、第 2 0 回薩摩川内市産業祭 & J A フェスタ実行委員会が開催されます。こちらの追記をお願いします。

 それとすみません。急遽、決まったのですが、2 月 1 9 日水曜日です。

 こちらもちよっと追及をお願いしたいのですが、来年から中間管理事業が改正となりまして、基盤法が中間管理事業に一本化されます。

 その関係で、農業委員さん最適化推進委員さん方に、中間管理事業につきまして研修のほうを計画いたしました。

2月19日水曜日、農地中間管理事業研修会です。

場所は本庁舎の601会議室で13時半から行います。

講師は、県の地域振興公社のほうから2名、こちらの方に来庁されて研修を行います。

よろしいでしょうか。

それでは、3ヶ月行事予定につきまして御説明したいと思います。

まず、1月6日(月)、農業委員会の仕事始め式が行われます。

農業委員会事務局の執務室になります。

そのあと恒例の挨拶回りがあります。

これについてはまた後ほど御説明いたします。

9日と10日が現地調査、そして、14日が現地調査です。

そして10日(金)が1月の常設委員会になります。

そして14日が樋脇地域の現地調査です。

17日は第21回農業委員会運営委員会であります。

20日月曜日は地域計画の説明会を開催します。

この地域計画の説明会なのですが、今現在、各地域において説明会が全ての地域で終了しており、今、農業政策課が担当となっているのですが、農業政策課の方でこちらの地域計画の方がまとまっています。

それについて農業委員会の意見書のほうから意見が必要になってくるのですが、その意見を議案に出す前に、皆様方に、この地域計画書を提案いたします。

農業政策課からも、こちらのほうに来て説明がありますので、そちらを見ていただいて、追加する項目があれば、この説明会のときにおっしゃっていただきましたら地域計画についてはですねいろんな事業に絡んでいきます。

こちらの方に記載してあれば、優先的に事業の採択が受けられるって ということです。農水省のほうからだったのですが、

例えば、基盤整備事業農地中間管理事業の基盤整備がありますが、こちらをあらかじめ地域計画に載せておいたほうが、そちらを優先して事業採択がされるということですので、この説明会のときは、中身を審議、確認していただきたいと思います。

そして31日が第22回農業委員会総会、2月の総会申請書締切りとなります。

続いて、2月以降についても説明いたします。

2月3日、4日が北薩地区の農業委員会連絡協議会先進地研修のほうで福岡県みやま市、長崎県大村市の方で行われまして、会長と事務局長が出席されます。

5日に常設審議委員会、6日が最適化推進会議委員会の後で審議をいただきますけれども、農地等利用最適化推進施策に関する意見書の市長提出になります。

会長会長代理、それから、市長、副市長、部長、農業政策課長、事務局の出席となります。

7日と10日は、現地調査となります。

14日が第22回農業委員会運営委員会になります。

そして19日は先程ご説明させていただきました、農地中間管理事業研修会が行われます。25日が第23回農業委員会総会、28日が3月総会分の申請書締切りとなります。

3月までご説明したいと思います。

今年度最後になります。3月5日、3月定例常設審議委員会、7日、10日が現地調査、14日が第23回の農業委員会運営委員会、25日が第24回農業委員会総会、そして同日、第107回通常総会です。

こちらは県の農業会議の総会であります。

31日が4月総会分の申請書締切りとなっております。

以上、主要行事予定の御説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

中島委員 地域計画説明会についてですけれども、全地域がここでやるのでしょうか。

西 代理 28地域は薩摩川内市で定めているのですけれども、その28地域の地域計画書を全て、皆様方に見ていただいて28地域全てを確認していただきます。甌も含めて28地域です。

中島委員 何時間ぐらいかかるのでしょうか。

木下委員 自分の地区だけというわけにはいかないのでしょうか。

西 代理 最初は分散してとの話もあったのですが、皆さま方から他の地域も見ていただいた方がいいということで、隣接しているところとかありますので、またがっているところ等ありますので、全ての地域を昼から農業政策課の方からきて説明いたします。この地域計画につきましては、定めている地域というのは、中山間地域、多面的地域、そちらの方を基本として、定めてあり

ます。

こちらの地域計画に全ての人農地プランみたいに、全て地域を入れてしまうと、農地転用の制限がかかってきます。

農地転用するためには、地域計画に入っているとその地域計画から除外しなければならない。

そうすると、地域計画から除外しないといけない。

それなのに農用地区域から除外しないといけない。

しかも転用となってくると1年がかりの転用となってしまうので、そういった点を考慮した中で、薩摩川内市においては、中山間地域、それから、多面的地域を基本として、それから農地的に高めるところですね。

利用するような農地については、入れてあります。

そういったものを皆さん方が見ていただいて、正しいかどうか、あと、今回地域計画書を作成してきますので、その中の文言で例えば、基盤整備をしてほしいとか、そういった文言が入ってなければ、その場で仰っていただいて、この地域が将来基盤整備が必要だから基盤整備事業を書き加えてくださいとか、その場でつけ加えて、今度、また別の日に総会の際に、議案として意見書を求めるのはまた別に総会の際にあげますので、この説明会の際にそういった意見を仰っていただければと思います。

中島委員 はい。わかりました。

議 長 ほかに。何か質問ございませんか。

高木委員 はい。

議 長 はい、どうぞ。高木委員。

高木委員 2月19日の説明会がありますが、このときの駐車場はどうしたらいいですか。

西 代理 はい。隈之城の河川敷で、無料で停められるように、建設政策課の方と調整しますので、もし、そこに停められない場合は、センノオトの方ですね、ちょっとお金がかかるんですけども、こちらまた駐車場代がかかるということであれば、ちょっと、駐車場については関係機関と調整いたします。

議 長 ほかに御質問、御意見はございませんか。

有馬委員 1月20日、地域計画の説明会は、時間は何時からですか。

議 長 13時半からです。

議 長 ほかに御質問御意見何かございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 それでは事務局は、ほかに何かございませんか。

平事務局長 はい、議長。

先ほど、主要行事予定表でも御説明いたしましたけれども、1月6日の日に新年の挨拶回りということで説明させていただきたいと思います。

御手元のほうにA4の横長の資料を準備させていただいていると思います。

日にちにつきましては、来年明けまして1月6日(月)になります。

挨拶回りに回っていただきます委員さんにつきましては別府会長、下茂代理、小園代理、それと事務局の方からは、局長代理、梶原主幹、私の3人合計6人で、挨拶回りをさせていただきたいと思っております。

午前中につきましては、9時45分から、田中市長それと古川副市長、福元副市長の3役を回りました後、10時15分から議会のほうで下園議長及び副議長の方に挨拶に伺います。

その間には市役所内の関係部署、農林水産部、また業績のほうに、挨拶をいたします。

本庁で挨拶を終わりますと、6番目11時35分頃からになります。県庁で農業会議と県の農村振興課に行ってお挨拶をさせていただきたいと思っております。

午前中そういった予定で行いまして午後からは、県の地域振興公社、農地中間管理事業をしているところですが、そちらを皮切りに、入来(いりき)の農業公社、それとさつま町のJA北さつま、それとさつま町役場、そして、南日本新聞社という、おおむね16時半頃を解散を予定をしているところでございます。

これにつきましては、例年させていただいておりますが、特に県の農業会議、それと県の農村振興課、転用関係とかです、そういった部分もありますので、会長以下、お会いしてお願い等もさせていただくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

吉原主任

1月10日号農業委員会だよりについて報告いたします。

本日配布のカラー両面版を御覧ください。

委員の皆様、編集委員の皆様の多大なる力で、完成いたしました。

本当にありがとうございました。

今年度はこの14号で終わりなのですがけれども、また15号に引き続き、新規就農者でしたり、いろいろな地域の農業関係の情報を皆様ぜひ御提供よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

平 局長

委員さん方におかれましては、日頃から最適化活動に御尽力頂きまして、この場を借りまして感謝を申し上げたいと思います。

この活動記録の内容の活動実施の関係で、今、10日を目標に活動させていただいておりますけれども、若干10日に届いていない委員さんも見受けられるところでございますが、その委員さん方につきましては、またこちらの方で、活動等の聞き取り内容をまた後日させていただく予定としておりますので、その際はまた御協力の方をよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長

そのほかに、事務局から何かございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

これをもちまして第21回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西 代理

皆さん、ご起立下さい。

一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 14 : 30】